団体 事業者 SDGsプロジェクトエッグ応援補助金

経済、社会、環境の三側面に良好な影響を与えるSDGs 活動をFUJI3Sプロジェクトエッグとして認定し活 動を支援します。

詳しくは、ポータルサイトをご覧ください。

補助金額

【通常型】補助率4分の3(上限75万円) 【CF型】定額補助



URL] (URL) (https://sdgs.fujicity.jp) SDGsのはじまり富士市 検索 問い合わせ先

企画課SDGs推進室 電話 55-2966

大型生ごみ処理機 事業者 団体

市内の団体及び事業者による生ごみの減量化及び資 源化を推進するために、大型生ごみ処理機を購入・設 置する団体及び事業者に対して補助金を交付します。

対

- おおむね50世帯以上の一般家庭で構成されている 自治会、マンション管理組合等の団体
- ・市内で同一事業を1年以上継続していて、富士市事 業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱第2条の 規定に該当する事業者
- その他市長が必要であると認めたもの

補助金額

購入費、設置費の合計額の2分の1で上限200万円

補助金手続きの注意事項

- 必ず購入、設置前に相談してください。
- ・中古品、転売品は対象になりません。
- ・補助金の交付は1団体または1事業者につき1回限 りとなります。

問い合わせ先

廃棄物対策課 計画推進担当 電話 55-2769

命。多世代同居・近居支援奨励金

世代間でお互いに支えあう多世代同居・近居を行うための 住宅の取得及びリフォーム工事に補助金を交付します。

対 象

- ・次の①②のいずれも満たす方
- ①ア「小学生以下の子を養育する者」と「その親」
- イ [65歳以上の者] と [その子]
- ウ [65歳以上の者] と [その孫]
- ②補助金受領後、多世代同居・近居の状態を10年以上 継続すること
- 住宅であって、居住用部分の床面積が50㎡を超えていること
- 住宅の取得費用 ・リフォーム工事費用
- (台所、トイレ又は風呂の工事、水道等設備工事等)

補助金額

住宅取得費又は改修に係る経費の2分の1、上限額30万円

補助金手続きの注意事項

必ず契約前(建売・中古住宅購入の場合を含む)に相談 してください。

問い合わせ先

住宅政策課 住まい政策担当 電話55-2814

町内会LED防犯灯

街の中で安全と安心を確保するための防犯灯。本市では、 防犯灯の省エネ化・効率化を推進するため、LED防犯 灯の設置に対し補助金を交付します。

対 象

町内会(区)が、LED防犯灯を適正な場所に新設、ま たは古くなった防犯灯をLED防犯灯に取替える際に、 費用の一部として補助を行います。

補 助 金 額

新設・取替共に1万1千円。 ただし、新たに柱等を設置し、 当該柱等に設置する場合は 2万2千円



扙

- ・本制度は町内会(区)のみを対象としており、個人での 申請はできませんのでご注意ください。
- 設置基準に適合しない防犯灯は補助の対象外になる場 合があるため、工事をする前に市民安全課へ申請をお 願いします。
- 町内会(区)の保有灯数に応じて、補助限度灯数を設定 しています。

問い合わせ先

市民安全課 防犯交通安全担当 電話55-2831

市民 団体 乗業 空き家利活用支援補助金

空き家の利活用を推進するため、空き家を住宅以外に利活用す るための改修工事等に最大100万円の補助金を交付します。

対 象

- 概ね] 年以上空き家である一戸建て住宅
- 地域の活性化を目的とした施設とするための改修工事等 (地域交流、子育て支援、健康福祉支援、文化交流等)
- 工事完了後、5年間事業を継続すること

事業内容について、事前相談が必須となります。

問い合わせ先

住宅政策課 住まい政策担当 電話55-2814

市民 在宅テレワーク対応リフォーム支援補助金

在宅テレワークの環境整備のためのリフォーム工事に最大 50万円の補助金を交付します。

対

- ・テレワーク環境整備【必須】(間仕切りの設置、造り付 け家具の設置、インターネット配線工事等)
- ・上記とともに行う工事(玄関手洗い設置、インターフォンの設置等)

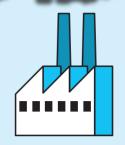
必ず工事着手前に相談してください。

問い合わせ先

住宅政策課 住まい政策担当 電話55-2814

環境にやさしい生活を支援する







事業者・市民共通

・ 富士地域材を使用した住宅・非住宅施設の建築 (3P)

市民向け

- ・市民ゼロカーボンチャレンジ補助金 (1~2P)
- ・雨水浸透・貯留施設 (3P)
- ·多世代同居·近居奨励金 (4P)
- ・在宅テレワーク対応リフォーム支援補助金 (4P)

事業者・団体向け

- ・中小企業者等ゼロカーボンチャレンジ補助金(2P)
- ・中小企業者等ゼロカーボン経営移行支援補助金(3P) SDGs ものづくり高度化事業補助金(3P)
- ・SDGsプロジェクトエッグ応援補助金(4P)
- LED防犯灯(4P) ・大型生ごみ処理機(4P)
- ・吹付けアスベスト対策(3P)
- ・生け垣作り(3P)
- ・空き家利活用支援補助金(4P)

契約・購入を決める前に必ずお読みください!

○事前に工事に着手したものは補助の対象になりません。必ず契約・購入の前に補助金の申請をしてください。 ○各機器の購入を検討する際は、できる限り多くの業者から話を聞き、納得できる業者と契約することをお勧めします。

特に気をつけてください!

契約を急がせる話

市民

「今日契約してもらえば、モデル世帯として大幅に 値引きできます!|

「市(国)の補助金の枠があと少しです! |

→急いでいると冷静な判断ができません。もともとが 値引き額や補助金額以上に高い見積ではないですか? 補助金は、行政機関の窓口で確認してみましょう。

公的な機関等をかたる話

「市役所(消防署・電力会社など)の方からきました」 「市役所から委託されて回っています」

→公的機関等が訪問販売を委託することはありません。 怪しいなと思ったら、下記の相談先へご連絡ください。

消費生活に関する相談先

富士市消費生活センター 電話55-2756

市民ゼロカーボンチャレンジ補助金

家庭から排出される温室効果ガスの削減の推進を目的とした設備等を導入する方に補助金を交付します。

既存住宅のみ対象

高効率給湯器への改修

対 象

エネファーム 補助金額

対象経費の2分の1 (上限55万円)

扙 象

エコキュート・ハイブリッド給湯器

補助率

対象経費の2分の1(上限23万円)

主な要件

温室効果ガス排出量が年間30%以上削減されること

自己所有による太陽光発電システムの導入

補助額

導入容量 1kW あたり7万3千円(上限72万9千円)

主な要件

○発電した電力の30%を自家消費すること

○FIT制度の認定を取得しないこと

市民・中小企業者等ゼロカーボンチャレン ジ補助金に関する補助対象の詳細や、申請 の受付実施状況などについてはウェブ ページをご確認ください。



問い合わせ先

環境総務課 環境政策担当 電話 55-2902

4 このパンフレットは印刷用紙にリサイクルできます。

市民ゼロカーボンチャレンジ補助金

蓄電池・V2Hの導入

対象	補助金額	
①家庭用蓄電池		
②V2H対応型充電設備	上限 5万円	

ゼロエネルギー住宅の導入

新築住宅 のみ対象

放

年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロ以下の戸建て 住宅(BELSによる評価が『ZEH』であるもの)

補助金額

市内事業者による建築 10万円 市外事業者による建築 5万円

強制循環型太陽熱利用システムの導入

対 象

(一財) ベターリビングの優良住宅部品に認定されているもの

補 助 率

対象経費の2分の1(上限23万円)

PPA 契約による太陽光発電設備の導入

対

登録事業者とのPPA契約(O円ソーラーなど)により 太陽光発電設備を導入するもの

補助金額

上限3万円

断熱窓への改修

既存住宅のみ対象

対 象

「内窓の導入 | または 「ガラスとサッシの改修 | をするもの

- ○居室(リビング等) 1 室以上+非居室(トイレ・洗面所・浴室) 1室以上の合計2室以上の窓を断熱化すること
- ○対象とする部屋の「外気に接する窓」は全て断熱化すること

補助金額

1万円/箇所(上限5万円)

クリーンエネルギー自動車の導入

対

- ① 電気自動車(EV)
- ② プラグインハイブリッド自動車(PHV)
- ③ 燃料電池自動車 (FCV)

※新車のみ

注 意

必

に補助金の申

てくだ

rì

の対象になり

補助金額

3万円/台(申請は1台あたり1回)

LED照明への改修

既存住宅 のみ対象

補助率

対象経費の2分の1(上限13万円)

主な要件

- ○LED 以外の機器から LED に改修すること
- ○灯具とランプを同時に改修すること
- ○タイマーや人感センサ等により点滅・調光を行う機能を有すること

問い合わせ先

環境総務課 環境政策担当 電話55-2902

事業者 中小企業者等ゼロカーボンチャレンジ補助金

事業活動から排出される温室効果ガスの削減を目的とした設備等を導入する事業者に補助金を交付します。

省エネルギー対策(空調、照明の改修など)

象 対

主にCO2年間排出量を5tまたは10%以上削減する事業

補助金額

- ①年間温室効果ガス削減量1kgあたり100円
- ②設置費用の4分の1(国・県補助金併用の場合は10分の1)
- ③上限90万円(国・県補助金併用の場合は300万円)
- ①~③いずれか少ない額に係数(0.8~1)を乗じた金額

蓄電池・V2Hの導入

对 家	開切 金額
①蓄電池	①蓄電池:10万円
②V2H対応型充電設備	②V2H:3万円



補助額

自己所有による太陽光発電システムの導入

導入容量 1kW あたり 5万3千円 (上限530万円)

主な要件

- ○発電した電力の50%を自家消費すること
- ○FIT制度の認定を取得しないこと

クリーンエネルギー自動車の導入

対 象

- ① 電気自動車 (EV)
- ② プラグインハイブリッド自動車 (PHV)
- ③ 燃料電池自動車(FCV)

※新車のみ

補助金額

3万円/台(申請は1台あたり1回)

問い合わせ先

環境総務課 環境政策担当 電話55-2902

事業者 中小企業者等ゼロカーボン経営移行支援補助金 新規

国・県等が実施する省エネ診断の受診や、脱炭素等に関 する講座を受講した場合に補助金を交付します。

対 象

【コンサルティング事業】

- ・(一財)省エネルギーセンター:省エネ最適化診断
- ・(一社) 環境共創イニシアチブ: 省エネルギー診断
- ・(一社)静岡県環境資源協会 : 省エネお助け隊 等 【学び直し事業】
- ・(一財) 中小機構: 脱炭素経営の進め方講座 等

補助金額

対象経費の2分の1(上限1万円)

問い合わせ先

環境総務課 環境政策担当 電話 55-2902

(市民) 事業者 富士地域材を使用した住宅・非住宅施設の建築

富士地域材を使った木造の住宅・施設の建築等をする場 合に補助金を交付します。

対

象

【住 宅】自ら居住するために市内で木造住宅を建築す る場合で、延床面積が80㎡以上であること。

【非住宅】市内で木造非住宅施設を建築又は内装を木質 化する場合で、施設を建築する場合は延床面積が50㎡ 以上、内装木質化の場合は木材使用面積が30㎡以上で あること。

【共通事項】

- ・木材総使用量のうち、34%以上(内装木質化の場合は 100%)が「富士地域材」であること。
- 使用する「富士地域材」は、全て「しずおか優良木材 認証製品」であり、市内で製材業を営む者が製材した ものであること。
- ・市内の工務店などによって建築されたものであること。

補助金額

【住宅・非住宅】いずれも 1 棟当り 30 万円 (内装木質化の場合、使用面積に応じて最大 20 万円)

問い合わせ先

林政課 電話 55-2783

吹付けアスベスト対策 市民事業者

建築物の吹付けアスベストの分析調査、または除去等工 事を行う場合に補助金を交付します。

放

- · 分析調査事業
- ・除去等事業 (除去、封じ込め、囲い込み)

補助金額

- ・分析調査事業 費用の全額(1棟当り25万円上限)
- ・除去等事業 費用の3分の2(1敷地当り60万円上限)

問い合わせ先

建築土地対策課 建築安全推進担当 電話 55-2791

事業者 SDGsものづくり高度化事業補助金 新規

SDGsの達成及び温室効果ガス排出量の削減に寄与する新 たなものづくり事業に補助金を交付します。

対

市内製造業の中小企業者等が取組む以下のA又はBIC関する事業。 【A事業】SDGsの達成及び温室効果ガス排出量の削減 に寄与する新製品の開発や新技術の導入等による新たな ものづくり事業

【B事業】省エネ化に資する生産工程の改善・最適化、省 エネ生産設備等の導入・改修等に向けた調査・検証事業

補助金額

【A事業】補助対象経費の3分の2(上限 150 万円) 【B事業】補助対象経費の4分の3(上限200万円)

問い合わせ先

産業政策課 CNF・産業戦略担当 電話 55-2779

咸 雨水浸透·貯留施設

雨水の流出抑制・地下水のかん養を目的に、雨水浸透 貯留施設の設置に際して補助金を交付します。

対

敷地面積 1,000 ㎡未満の住居用建物(自己用住宅等)

【雨水浸透施設】建築面積に応じた基数分 【雨水貯留施設】建築物 1 棟につき 1 基

補助金額

【雨水浸透施設】A型:10万円/基 B型:5万円/基 【雨水貯留施設】3万円/基 ※ 上限金額

補助金手続きの注意事項

【雨水浸透施設】A型(浸透マス+浸透トレンチ管) B型(浸透マス単体)

【雨水貯留施設】容量2000以上

製品等の購入前に申請が必要です。詳しくは河川課まで。

問い合わせ先

河川課 計画担当 電話 55-2834

市民業 生け垣作り

彩り豊かな美しい街づくりを進めるため、生け垣作りに 補助金を交付します。

放

- ・市内に居住し、住宅敷地の周囲に新たに生け垣を作る場合
- ・市内に事業所、店舗、借家等を有し、その敷地の周囲 のブロック塀等を撤去後これにかえて生け垣を作る場合

補助金額

【道路に接しているもの】要した経費、又は標準工事費 のいずれか低い額の3分の2(上限10万円) 【隣地に接しているもの】要した経費、又は標準工事費 のいずれか低い額の3分の1(上限5万円)

問い合わせ先

みどりの課 緑化推進担当 電話 55-2793

新規:今年度からの新規事業 3